

## 呉第六突堤

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	昭和町
対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	昭和町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県呉市	青山町（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋町（次の図面に示す部分に限る。）、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、坪ノ内町、船見町、的場一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮原五丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、八丁目、九丁目及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十三丁目まで並びに宮原村（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十四度十三分四十三秒、東経百三十二度三十二分十七秒の点</li> <li>二 北緯三十四度十四分六秒、東経百三十二度三十二分二十四秒の点</li> <li>三 北緯三十四度十四分十九秒、東経百三十二度三十三分〇秒の点</li> <li>四 北緯三十四度十四分十秒、東経百三十二度三十三分二十七秒の点</li> <li>五 北緯三十四度十三分四十四秒、東経百三十二度三十三分四十七秒の点</li> <li>六 北緯三十四度十三分二十六秒、東経百三十二度三十三分四十五秒の点</li> <li>七 北緯三十四度十三分八秒、東経百三十二度三十三分三十一秒の点</li> <li>八 北緯三十四度十三分〇秒、東経百三十二度三十三分七秒の点</li> <li>九 北緯三十四度十三分三秒、東経百三十二度三十二分四十五秒の点</li> <li>十 北緯三十四度十三分三秒、東経百三十二度三十二分四十秒の点</li> </ul>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

